懲戒処分の指針 新旧対照表

改正後 改正前 第1 基本事項 (略) (略) 第1 基本事項 第2標準例 第2標準例 (略) 1 一般服務関係 1 一般服務関係 (略) 2 公の財産取扱い関係 (略) 2 公の財産取扱い関係 (略) 3 公務外非行関係

3 公務外非行関係

 $(1) \sim (9)$ (略)

(10) わいせつ行為(4に掲げるものを除く。)

不同意性交等、不同意わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布 等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青少年保護条例等違反、 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的 な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第2条から 第6条までの罪に当たる行為、わいせつ目的をもって体に触ること 等のわいせつ行為をした教職員等は、免職、停職又は減給とする。

- 4 児童生徒等に対する非違行為関係
 - (1) 児童生徒性暴力等
 - ① 次に掲げる行為をした教職員等は、免職とする。
 - (ア) 児童生徒等に性交等をすること又は児童生徒等をして性交等 をさせること。
 - (イ) 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をし てわいせつな行為をさせること(上記(ア)に掲げるものを除く。)。
 - (ウ) 刑法第182条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規 制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第5条から第8条ま での罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録

 $(1) \sim (9)$ (略) (10) 淫行

> 18歳未満の者に対して、淫行をした教職員等は、免職又は停職 とする。

(11) わいせつ行為

強制性交等、強制わいせつ(13歳以上の者への暴行・脅迫によ るわいせつ行為及び13歳未満の者へのわいせつ行為)、公然わい せつ、わいせつ物頒布等、買春、痴漢、のぞき、陰部等の露出、青 少年保護条例等違反、不適切な裸体・下着姿等の撮影(隠し撮り等 を含む。)、わいせつ目的をもって体に触ること等のわいせつ行為 (以下「わいせつ行為」という。)をした教職員等は、免職、停職 又は減給とする。

- 4 児童生徒に対する非違行為関係
 - (1) わいせつ行為、セクシュアル・ハラスメント
 - ① 児童生徒に対し、わいせつ行為をした教職員等は、免職とする。

改正後 改正前 された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律 第2条から第6条までの罪(児童生徒等に係るものに限る。)に 当たる行為をすること(上記(ア)(イ)に掲げるものを除く。)。 (エ) 児童生徒等に次に掲げる行為(児童生徒等の心身に有害な影響 を与えるものに限る。) であって児童生徒等を著しく羞恥させ、 若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをすること 又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること(上記(ア)か ら(ウ)に掲げるものを除く。)。 a 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な 部位その他の身体の一部に触れること。 b 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮 影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置す ること。 ② 児童生徒に対し、わいせつな言辞等の性的な言動をした教職員等 ② 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であって、児童生徒 は、停職、減給又は戒告とする。この場合において、わいせつな言 等の心身に有害な影響を与える行為をした教職員等は、免職、停職、 減給又は戒告とする(上記①の(ア)から(エ)に掲げるものを除く。)。 辞等の性的な言動を繰り返すなど特に悪質なときは、当該教職員等 は免職又は停職とする。 注1 「児童生徒等」とは、学校に在籍する幼児、児童又は生徒並び に18歳未満の者をいう。 注2 児童生徒性暴力等については、児童生徒等の同意や暴行・脅迫 等の有無は問わない。また、刑事罰が科されなかった行為も児童 生徒性暴力等に該当し得る。 注3 「性的羞恥心を害する言動」とは、児童生徒等を不快にさせる 性的な言動が該当し得る。 (2)(略) (2)(略) 5 監督責任関係 (略) 5 監督責任関係 (略)